

質問第一号

中央炉材鋳業株式会社の労使紛争に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十四年十一月二日

阿具根 登

参議院議長 安井 謙殿

新設の労働組合である。

中央炉材鋳業株式会社の労使紛争に関する質問主意書（昭和二十一年六月二十一日提出）の答復（昭和二十一年七月二十一日）に、中央炉材鋳業株式会社（本社所在地、大阪府大阪市西区土佐堀一の六の十六、以下「中央炉材」という）と、熊本共英工業株式会社（所在地、熊本県宇土市境目町三〇〇）構内で中央炉材の仕事に従事している労働者が加盟している総評全国金属労働組合（以下「全国金属」という）並びに全国金属中央炉材支部（執行委員長安田二三、以下「支部」という）との間に労使紛争が続いているやに聞いているので、次の事項について質問する。

- 一 中央炉材と全国金属並びに支部との労使紛争の原因、現状、経過並びに中央炉材と支部組合員との雇用関係を明らかにされたい。
- 二 支部組合員らには、健康保険、厚生年金、雇用保険など社会保険、労働保険がかけられていないと聞いているが、その事実と見解を明らかにされたい。

また、支部組合員らは昭和五十四年七月二十三日に事実上解雇されていると聞いているが、支部組合員らの雇用保険仮給付について見解を明らかにされたい。

三 中央炉材は昭和五十三年に脱税で追及されていると聞いているが、熊本共英工業株式会社構内の中央炉材詰所の査察の経過と結果、並びに支部組合員らの源泉徴収はいつから、誰が行っているのか明らかにされたい。

もし、中央炉材が支部組合員らの源泉徴収をしておらず、他の者が源泉徴収しているとするなら、職業安定法違反となるが、事実と見解を明らかにされたい。

四 支部組合員の杉本和子が昭和五十四年四月に業務上の傷害を負い、整形外科病院（熊本県熊本市本荘町六四四）で治療し、中央炉材を事業主として労災適用となったと聞いているが、中央炉材が労災保険の事業主となつている現状と並びに雇用保険適用事業主との関連について見解を明らかにされたい。

右質問する。